

租税条約に関する住民税の届出書

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第 11 条に基づき次のとおり届け出ます。

(昭和 40 年 6 月 10 日自治府第 62 号自治省税務局長通達に基づき、次のとおり届け出ます。)

平成 年 月 日

津南町長 様

住民税の免除を受ける者	氏 名			
	住所 (居所)			
	生 年 月 日		個 人 番 号	
	国 籍		入 国 年 月 日	
	在 留 資 格			
	在 留 期 間			
	入 国 前 住 所			
租税条約の規定に基づく所得税の免除について	所得税については、日本国と _____ との間の租税条約第 _____ 条第 _____ 項により、租税条約に関する届出書を平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日に _____ 税務署に提出して免除を受けています。			
免除となる所得	支 払 者 名 称			
	支 払 者 所 在 地			
	契 約 期 間			
	所 得 の 種 類		支 払 金 額	
	支 払 方 法		支 払 期 日	
	職 務 の 内 容		資 格	
納 税 管 理 人	氏 名			
	住 所			
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項				

※毎年 3 月 15 日までに提出してください。提出がない年は、住民税が免除されません。

(通達に基づく場合は、3 月 20 日までに提出してください。)

添付書類

- ・ 租税条約に関する届出書写し (税務署の受付印があるもの)
- ・ 在学する学校の発行する在学証明書 (留学生の場合)
- ・ 訓練を受ける施設又は事業所の発行する事業、職業又は技術の修得者であることを証する書類 (事業修得者等)